

議案第114号

藤岡市屋外広告物条例の一部改正について

藤岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成28年11月29日提出

平成28年11月29日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市屋外広告物条例の一部を改正する条例

藤岡市屋外広告物条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「（勧告及び公表）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その旨を第1項の勧告を受けた者に通知し、当該者に意見を述べる機会を与えなければならない。

第23条第1項及び第2項中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第22条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に同条第1項の規定による勧告をした場合について適用する。